

行政改革に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
地方公務員の職員数の純減の状況		<p>当町は、平成17年度国勢調査による人口47,977人から各月の出生・死亡・転入・転出及び人口の移動を加減して算出した平成20年4月1日現在の推計人口では49,223人と2.6%（県全体では0.49%）人口が増加しており、また、町内2ヶ所における大型の区画整理事業が完了することにより、今後も増加が見込まれるところである。一方、人口1,000人あたりの職員数については6.34人と類似団体平均7.08人（全国平均7.82人、石川県平均8.18人）下回っている状況にあり、更なる職員の純減は行政サービスの維持が困難となる事が予想されるところであるが、行政組織の簡素化に取り組むこと等により、集中改革プランによる削減率1.6%（平成17年度：316人、平成22年度目標311人）の達成に努める。</p>
給与のあり方		
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		<p>給与構造の見直しは平成18年度において実施済。 勤務地による生計費の差を調整するために、平成18年度創設された地域手当については、金沢市に事務所のある団体への派遣職員以外は対象としていない。 特殊勤務手当の見直しについては、平成18年度までに児童保育業務手当、保健指導業務手当、変則勤務手当、埋蔵文化財発掘業務手当を廃止したところであり、現在、管理職手当の見直しを検討中である。今後も国の手当に準ずる形で見直しを図る。 ノ－残業デーを設定して時間外勤務の削減に努めている。</p>
技能労務職員の給与のあり方		<p>業務の見直し、一部につき外部委託、嘱託職員対応を実施済。 平成20年5月26日に取組状況、方針を町HP上で公表済。 状況：給与構造見直し実施により給料水準引き下げ済、58歳昇給抑制実施済、国に準じた手当制度運用 取組：給料、昇給及び諸手当は、人事院勧告に伴う国の基準に応じて対応していく。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方		<p>退職時特別昇給制度は、平成16年度に廃止した。 退職予定特別昇給制度は、実施していない。 石川縣市町村職員退職手当組合に加入しており、退職手当は国に準じた支給をしている。</p>
福利厚生事業のあり方		<p>主に職員の親睦事業のための互助会補助金（300万円）を平成18年度に廃止したところであるが、平成20年度より特定健診が始まることから、職員の健康維持促進、受診率の拡大を目的として、平成20年度については、人間ドック等受診の一部助成に100万円の補助金を設けている。来年度以降は適宜見直しを図っていく。</p>
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
物件費の削減		<p>臨時職員の雇用については、目的、期間、勤務時間について十分検討したうえで雇用することにより、賃金の節減に努める。需用費については、庁舎における休憩時間の消灯や適正な冷暖房温度設定の徹底による光熱水費の節減のほか、利用のない公共施設の稼働時間の見直しによる節減、消耗品等については一括購入・集中管理による調達コストの縮減や、電子メール・輪転機を活用した印刷物の節減による一般行政経費の縮減に最大限努める。職員研修費については、人事担当課一括計上とし、研修・視察内容を十分に吟味したうえで実施することにより、旅費の節減に努める。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>昭和36年4月に開校した野々市小学校について、設備諸施設の老朽化が進み耐震性についても十分な強度を有していないことから、改築を実施する。PFI法に基づき、民間の活力、経営能力及び技術能力を活用することにより、安全で快適な学校教育の場が創り出され、また設計、建設及び維持管理業務を事業者任せ、長期間にわたり良好な保全状態で施設維持することにより、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図る。 工事完成予定 平成23年1月 開校予定 平成23年4月 管理期間 平成23年2月～平成38年3月</p>

行政改革に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保		既に取り組んでいる管理職による臨戸徴収の実施に加え、平成20年度より歩合制徴収嘱託員の導入や、機構改革による納税課、税務課の統合、組織強化により電話催告・臨戸徴収の充実を図り、安定した財源の確保に向け徴収体制強化に努めている。売却可能資産については、平成14年度から16年度にかけ国から譲与を受けた旧法定外公共物について、適宜売却を実施している。また平成19年度より、町広報を媒体とした有料広告を実施している。
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		指定管理者制度を受けている情報文化振興財団において、国の「地方の元気再生事業 内閣官房地域活性化統合事務局」を募集するなど、積極的に自主事業の展開、有利な財源確保に努めている。また平成19年度より、文化会館の貸館事業については、利用予定のない日など早期閉館を実施し、施設管理費の節減に努めている。
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 行政改革や財政状況に関する情報公開 </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 給与及び定員管理の状況の公表 </div>		国の様式に準じて、平成19年度版を平成20年5月26日に町ホームページ上で公表済みであり、町広報への掲載についても、今後予定をしている。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 財政情報の開示 </div>		町ホームページを媒体として、財政事情の公表による予算、決算、予算執行状況等の公表のほか、予算編成方針、当初予算新規事業の概要、当初予算全体の概要を公表している。また、町広報を媒体として、当初予算の概要、町の財政状況を公表している。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 公会計の整備 </div>		貸借対照表(バランスシート)については、作成、公表済みである。新財務諸表(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書)については、総務省自治財政局長通知に従い、平成23年度決算を目標に作成・情報開示に取り組む。またその作成にあたっては、「分かりやすい公表」となるよう調査・研究に努める。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 行政評価の導入 </div>		町民本位の効率的で質の高い成果重視型の行政を実現するため、行政活動の成果や効率性を客観的な指標を用いて評価する「行政評価システム」(外部評価)を導入することで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底に努める。
7 その他		事務事業の外部委託の推進について、コスト削減や町民サービス向上の効果が期待できる事務事業を洗い出し、コスト縮減につながるものについては積極的かつ計画的に外部委託化を推進し、また保育事業についても町立保育園の民間移行への模索や民間保育園の誘致を視野にいたした保育園運営の効率化について検討に努める。

注1 上記区分に応じ、「財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。